

平成 25 年度第 1 回理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 25 年 4 月 24 日（水）
午後 3 時 25 分～午後 4 時 30 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 6 名
- 5 審議事項
議案第 1 号 専決処分について（平成 24 年度収支補正予算第 3 号）
議案第 2 号 平成 24 年度事業報告（案）について
議案第 3 号 平成 24 年度収支決算（案）について
議案第 4 号 評議員候補者の選任について
議案第 5 号 定時評議員会に提出する議案について

6 議事の経過及びその結果

(1) 会議成立の報告

冒頭で事務局長が定員数の充足を確認し、会議が有効であることの報告があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき理事長が議長となり、議事進行について説明があった。また、議事に入る前に事務局の人事異動に伴い、公社職員の紹介をした。引き続き、定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 1 号 専決処分について（平成 24 年度収支補正予算第 3 号）

事務局より次のように説明があった。

「本専決処分について、平成 24 年度の決算を行うに当たり、早急に収支予算額を補正する必要が生じ、理事会を開催するいとまがなかったことから、理事長の専決処分規程第 2 条の規定により専決処分をしたので、そのご承認をいただくための提案である。

補正予算の内容として、①介護保険事業の収入増による補正、②低栄養予防受託事業費の組みかえに伴う補正である。

正味財産増減計算書において、介護保険事業収益、受取負担金、雑収益の合計 800 万 9,000 円を増額補正する。次に、経常費用として、介護保険事業にかかわる職員の人件費を中心に各費用について、経常収益にあわせて増額補正をする。

管理費の減価償却は、公社テラスの構築物を備忘額まで減価償却する。

この結果、補正後の正味財産期末残高は 3 億 8,167 万 754 円を見込む。

続いて収支補正予算書において、介護保険事業収入は、訪問介護事業収入で援助時間数が増加したことにより 622 万 9,000 円増額補正し、デイサービスぷちぼあん事業収入では、サービス提供時間の変更により増収となり 155 万 1,000 円増額する。負担金収入についても、ぷちぼあん事業での利用者負担を 2 万 6,000 円増額する。雑収入については、ヘルパー職員によるヘルパー講座派遣に伴う謝礼分となる。

支出においては、訪問介護事業費で 643 万 2,000 円、デイサービスぷちぼあん事業費で 157 万 7,000 円を収入に合わせ増額補正した。

低栄養予防受託事業費は、管理栄養士を委託契約から直接雇用に変更したため、事業費と人件費の組みかえた。

この結果、800 万 9,000 円を増額し、補正後の予算額は 6 億 5,641 万 4,000 円となっている。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 2 号 平成 24 年度事業報告（案）について

はじめに理事長より本件事業報告は、定款第 23 条第 5 項に規定する理事長及び常務理事の職務執行報告を含んでいることの説明があった。

続いて事務局長より事業報告(案)の概要を、また各担当より各事業報告を次のような説明があった。

概要について

『平成 24 年度は公社にとって、財団法人から公益財団法人に移行した大きな節目の年であり、今年度の事業としては、①公益法人へ移行しての事業運営、②介護保険制度改正への対応があった。

①公益法人へ移行しての事業運営に関しては、公社は公益法人を取得したことにより、市民の事業に対する信頼感や安心感を高めることができた。市民の期待に応えるためにも、地域における介護福祉の推進役としての役割を果たしていくことを、なお一層求められることとなった。

こうしたことから、今後の活動や事業の方向性を示し、計画的な事業運営を行うため、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする中期計画を策定した。

平成 24 年度は、推進すべき事業として、地域における介護サービスの質の向上に向けた取り組みを中心に行った。事業活動の中で収集した情報を、人材育成事業等を通じて、地域のサービス提供事業者等に提供し、公社のみならず、地域における介護サービスの質の向上に寄与した。

②介護保険制度改正への対応は、ケアマネジャーにおいては報酬の改定への対応も含め、利用者のケアプランの見直しや、これに伴うサービス内容の調整等の対応を行った。

さらに、通所介護事業においては滞在時間区分の変更が行われ、国領デイサービスやデイサービスぷちぼあんで、利用者や介護者の状況に応じてサービス提供時間帯を変更するなどの対応を行った。

また、調布市において、第 5 期高齢者総合計画に沿って、高齢者支援の中核をなす地域包括支援センターの増設に伴い、公社が所管する担当地区が一部新設される包括支援センターに移管されることから、事務の引き継ぎを行った。公社では、これにより相談

員1名を減員した。

続いて、課題に対する取り組みについて、平成24年度は、四つの重点事業を中心に課題解決に向けて取り組んだ。

1点目は、『食事サービス事業の改善』。桜美林大学との調査研究や食事サービス検討委員会の答申に基づき、食事サービス事業を担う協力会員との意見交換をしながら、改善に向けたロードマップを作成した。今後はこのロードマップに沿って、さらに協力会員との意見交換を重ね、実務的な課題の解決に向け進める。

2点目は、『認知症の方への支援』。さきに厚生労働省が公表した『認知症施策5カ年計画』では、これまでの病院や施設を中心とする認知症ケアから、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるように、在宅中心の認知症施策にシフトすることを目指している。認知症高齢者が在宅生活を続けるためには、地域の方々の認知症への理解や支援が必要となり、公社では、より多くの方々に認知症を正しく理解していただくため、市内の民間事業所で開催された『認知症サポーター養成講座』に職員を講師として派遣し、公社においても同様の講座を開設するなど普及啓発と人材育成に努めた。

また、公社では、認知症対応型の通所介護を2拠点で展開しており、利用者と介護者の在宅生活が継続できるよう支援した。特にデイサービスぷちぼあんで、さまざまな形でボランティアが活動しており、地域の中で認知症の方を支える施設としての役割を果たした。

3点目は、『家族介護者への支援』。介護保険制度が施行され10年余が経過し、制度は社会的に定着したが、介護保険は介護が必要な人へのサービスで、『家族介護者への支援』についてはまだまだ薄い状態にあり、介護する家族の中には、日々の介護に疲れ、精神的にも孤立しがちな方がおられる。公社では、こうした家族介護者を支援するため、見守りネットワーク等の機能を生かし、支援を必要とする家族介護者の発掘をするとともに、相談機能を通じて必要な支援に結びつけている。また、国領高齢者在宅サービスセンターでは、利用者の家族を対象に家族会を開催し、介護者同士の情報交換を行い、孤立化の防止に努めた。

さらに、平成24年度では、『家族介護者のケアについて考える』と題して福祉講演会を実施し、家族介護者を支えることの必要性について、参加していただいた方々の理解を深めることができた。

4点目は、『公益財団法人としての役割』。一つは、これまで公社の相談職を対象に行っていたケースカンファレンスや、ヘルパーを対象とする介護技術研修会を、他の事業所の職員にも公開し、公社のみならず、地域における介護福祉の質の向上に向け取り組みました。二つ目は、高齢者の見守りについて、これまで公社が住民参加型事業で培ってきたボランティアや自治会、あるいは民生児童委員との連携を一層密にし、いざというとき気軽に声をかけることができるよう、顔の見える関係づくりに努めた。

また、特に見守り事業において効果が大きい市内の高齢者等へ配食を実施している食事サービス事業者と情報交換の場として、『調布市食事サービス連絡協議会準備会』を開催した。各事業者と高齢者への見守りを強化するため、今後も定期的に連絡会を開催していくことを確認し、食事サービスを通じて地域の見守りをより充実させる体制づくりの役割を果たしていくこととなった。

I. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業

『1 有償在宅福祉サービス事業について』

平成 24 年度の有償事業の主な特徴ですが、同居家族がいる場合の支援や、草取り、片づけ、ごみ出しなどの公的な制度では対応ができないニーズへの支援、また、骨折などの急な疾病、出産等による病状が回復するまでの間や、介護保険サービスを利用するまでというような短期間の支援のニーズに対して、ホームヘルプサービス、食事サービスともに柔軟・迅速に対応をした。

平成 24 年度末現在の利用会員数は 290 世帯となり、前年度と比較しまして 3 世帯の微減となった。

食事サービス事業においては、平成 24 年度は延べ 1,098 人の市民が協力会員として活動に参加し、4 万 9,284 食を高齢者等の利用者に提供している。

食事サービス事業については、昨年度、『食事サービス検討委員会答申』をもとに、コスト改善などのさまざまな課題に対応するため、事務局にて『食事サービス検討委員会』報告書（案）を作成した。

報告書では課題解決を計画的に進めるためのロードマップを示しており、平成 25 年度は準備・計画に当たる年度となるので、配達、調理、事務局それぞれの課題に対する具体的な取り組みについて、平成 25 年 4 月のおなかまランナー運営協議会役員会・運営委員会に課題を提起し、現在協議を進めている。

次に、協力会員の状況ですが、平成 25 年 3 月末現在の登録者は 319 人で、年平均稼働率は 54.3%となった。今年度においても、活動への積極的な参加を促すとともに、協力会員の登録説明会を実施し、新たな担い手を開拓しながら安定的な事業の実施・住民参加の推進に努める。

『2 生活支援コーディネーター事業』について』

平成 24 年度は、多くの方にサービスを知っていただけるよう、『ちょこっとさん』の広報に力を入れ、市内小学校の教室等で行われている『ふれあい給食』などへ出張説明を行った。その結果、新規の相談件数は 64 件となり、前年度と比較すると、相談件数が 24 件増加している。『ちょこっとさん』については、相談や、簡単な支援の過程を通して、『困ったときに助けてもらえる機関がある』ということを知っていただく機会にもなっており、在宅生活を送る上での『安心』につなげることができたと考えている。

『3 在宅福祉サービスに関する相談事業について』

本事業は、総合相談窓口として、利用者や市民のさまざまな相談に応じられるよう、公社で展開している包括支援センター等の他部門とも連携し、在宅生活上の相談等に対応した。また、医療・法律面の個々の抱える課題に対応できるよう、医師、弁護士による相談事業を実施した。今後も、市民が安心していつでも相談できる機関として、公社の専門性を生かし、多様なニーズ・相談に対応する。

『4 居宅介護支援事業について』

平成 24 年度は、4 月に介護保険法の改正が行われたことに伴い、利用者それぞれのケアプランを見直し、変更点について説明した上で、サービス事業者と連携をとりながら担当者会議を開催した。その結果、サービスの変更をスムーズに行うことができ

た。また、利用者全体としては、単身生活を送る認知症の方や、終末期を在宅で迎える方が多くなり、ご本人の望まれる生活のために医療機関と連携をとりながら支援体制を整えることが多くあった。

『5 地域包括支援センターゆうあい事業について』

平成 25 年 1 月中旬から市内に 10 カ所目の地域包括支援センターが開設し、担当地区の一部変更が行われた。利用者の引き継ぎを順次行った。変更後も、10 カ所の地域包括支援センターの中で最多の高齢者人口を有する地区を担当しており、地域のセーフティネットとして、また、地域包括ケアを支える拠点として、高齢者や障害を持つ方が地域で安心して暮らせるよう努めた。

平成 24 年度は、『孤立死を予防する』というテーマで地域ケア会議を 3 回開催した。単身の高齢者だけでなく、高齢夫婦世帯や家族と同居世帯であっても孤立が生じる可能性が高くなりつつあるという問題があったため、地域でどのように予防できるかを、地域の関係機関の方々と話し合い、理解を深めた。

『6 訪問介護事業・予防訪問介護事業について』

当事業は、公社職員の介護士による介護保険サービスとして、訪問介護と介護予防訪問介護サービスを提供した。

平成 24 年 4 月に介護保険改正と報酬改定が行われたことから、適切なサービス提供が行われているか見直し作業を行い、支援計画に沿ったサービス提供が行われるよう、一つひとつのケースについて再確認した。その結果、大きな変更につながるケースはなかったが、長年変化の少ない利用者へは、介護計画の評価と必要な変更を怠らないよう注意できた。

年間の提供実績としては、訪問介護と介護予防訪問介護を合わせて 1 万 7,189 回、時間として 1 万 9,690 時間 45 分のサービスの提供を行い、昨年度と比べ、訪問回数は減少したが、訪問時間数は増加した。

『7 デイサービスぷちぼあん事業について』

4 月から介護保険法の改正に伴い、滞在時間及び提供区分が変更された。ぷちぼあんでは、利用者及び家族の状況を踏まえ、10 月より 5 時間以上 7 時間未満と 7 時間以上 9 時間未満の二通りの滞在時間を選択できるようにしたところ、各滞在時間の利用者割合は約 5 割ずつとなった。年間を通じ、新規利用者、廃止者とも同数となり、安定した利用者人数の確保できた。

『8 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業について』

平成 24 年度の介護報酬改定に伴い、通所介護ではサービス提供時間区分の見直しが行われた。変更に当たり、当サービスセンターでは、地域の事業所の動向や利用者、家族の意見を伺いながら、サービス提供のあり方を調布市とも協議し、9 月から変更した。

大きな変更点としては、一般型通所介護をこれまでの 6 時間 10 分滞在から 5 時間 10 分へ変更し、より受け入れニーズが高い、認知症対応型通所介護を 6 時間 10 分の滞在から 7 時間 10 分へ変更した。要支援者の介護予防通所介護については、従来どおりの 3 時間半滞在として変更していない。

公社が行うデイサービスは、地域のセーフティネットとして、虐待を含め、不適切

な介護を受けている方や、また、その可能性がある方など、多くの問題を抱えている高齢者を受け入れている。今年度は、老人福祉法に基づく市の措置決定による受け入れも実施した。今後も各関係機関と連携を密に行い、柔軟に対応したい。

『9 低栄養予防事業（いきいきクッキング）について』

平成 24 年度においても、介護予防事業として低栄養の状態を改善するため、買い物、調理の仕方などの必要な知識を学ぶ教室形式のプログラムを実施した。参加者の身体的状況、家族との関係など、さまざまな課題などを考慮した個別プログラムを作成し、管理栄養士のアドバイスのもと、個別に取り組む課題を設定して支援した。事業終了後も、参加された方が低栄養予防への取り組みを継続できるよう、フォローアップ講座を実施した。

『10 軽度生活援助事業について』

生活援助事業では、少しの援助で在宅生活が続けられる方々に対し、協力会員によるホームヘルプサービスを提供し、自立した生活への支援を行った。また、サービスを提供することで利用者の状況把握が早い段階でできることから、地域包括支援センターや民間事業所などへ速やかに情報提供を行うことが可能となり、関係機関との連携を図りながら、利用者をスムーズに介護保険制度へつなげることができた。

見守り事業では、対象者が認知症の方となり、安心した生活の継続と介護者の負担軽減を目的に、介護保険では補えない見守りサービスを、訪問介護サービスとして提供した。

平成 24 年度の利用状況については、職員である介護士が、年間 277 回、283 時間を提供した。年間を通じては微減傾向となったが、認知症の介護支援が今後急務となる中、介護保険サービス補完サービスとして利用者と介護者の在宅生活を支えることができた。

『11 介護保険要介護認定調査について』

調布市の介護保険制度運営の円滑な遂行に協力するため、介護保険法に基づく要介護認定調査を行った。その結果、適正かつ円滑な制度運営の遂行に資することができた。

『12 障害者自立支援事業について』

地域でその人らしく生活できることを目的に、自立支援居宅介護、重度訪問介護のホームヘルプサービスの提供を行った。平成 24 年度の利用状況については、職員である介護士による身体介護、家事援助を年間 3,927 回、時間として 3,810 時間 15 分のサービスを提供した。昨年との比較では、利用回数と利用時間は微減したが、反面、利用者の登録数は微増した。このことは、どなたか障害の訪問サービスが廃止された場合、地域の障害者を受けながらも頻回にサービスが必要な場合、複数の訪問介護事業所と協働でサービスを開始する傾向が強くなっていたことと、新規の希望も多い高齢者の訪問介護サービスにヘルパーの訪問時間を徐々に移行したことから、このような結果となった。

II. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査研究開発事業

『13 普及啓発事業について』

普及啓発事業の中核を担う福祉講演会は、重点事業の一つである『家族介護者に向けた支援を推進』するため、平成 24 年度においては、高崎健康福祉大学教授・精神科医でもある渡辺俊之氏を招き、『家族介護者のケアを考える』をテーマに講演会を開催した。

昨年度に引き続き、家族介護者の支援をテーマでの講演会実施となったが、参加者は昨年度と同等数の150名となった。

参加者から、『介護経験に照らし合わせて共感できた』などの感想を、アンケートを通して多くいただいた。今後も、普及啓発、他事業を含め、時代のニーズを的確に把握し、調布市の福祉の啓発に努める。

『14 人材育成事業について』

公社の理念である『市民相互の助け合い』と『自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくり』を推進するため、介護の担い手や協力会員、ボランティアの育成、専門資格の取得を目指す実習生の受け入れ、講座、研修会、学習会の開催等、さまざまな『学びの場』を提供し、介護や地域福祉の担い手となる人材育成を行った。

なお、人材育成事業の『訪問介護員及び障害者児居宅介護従業者（2級）養成研修』については、国の制度変更、こちらは介護保険法施行規則が改正されていることにより、平成25年度から、『介護職員初任者研修』に変更される。公社においても、さらなる人材育成を推進する観点から、新制度に対応する講座の実施に向けて現在準備を行う。

『15 調査研究開発事業について』

平成24年度においても、引き続き調布市内、市外等の関係機関と会議の場で情報交換や連携を図り、公社事業全体で質の高いケアが行えるよう情報収集、調査等を行った。

住民参加型食事サービス事業の研究と開発では、平成22年度から実施してきた食事サービス事業の研究と開発については、大学との共同研究結果報告を踏まえ、公社の食事サービス事業のロードマップを作成し、その中でおなかまランナーと具体的な改善に向けて取り組みを行った。

また、平成23年度に実施した食事サービス検討委員会で提案された『調布市食事サービス連絡会準備会』を開催し、高齢者等に配食を実施している市内のほかの事業者との情報交換や安否確認の取組状況などを確認した。今後も、連絡会を通して食事サービス事業が担う地域包括ケアシステムの役割を構築・推進する上で、安否確認等の意義や重要性について、地域の配食事業者等へ働きかけを行うとともに、連絡会で得られた情報を公社の食事サービス事業にも生かしていく。

III その他の報告事項

『16 事業運営の改善について』

職責や各係の各会議で担当の事業における諸課題を検討した。平成24年度の特徴は、平成24年4月に施行された介護保険制度と報酬改定についての対応があり、利用者や介護者が制度の変更に対し不安にならぬよう各会議等で情報共有を行うことで、制度と適正なサービスを理解し、丁寧な相談や説明に努め、介護者や高齢者等の生活を支えることができた。

その他、事務の効率化については、例年、各事業において日常的に処理している事務的な諸用紙を改善するほか、会計システムの改修による見積書の精度を向上し、予算書作成や日々の会計処理との連携を実施することができ、予算見積もりから決算に至るまでの一連の処理が一つのシステム内で可能となった。

『17 サービスの質の向上について』

公益法人としての事業展開が求められる中、ケースカンファレンスに外部の関係者を招き、ともに学習会を実施したことや、公開研修の実施等、地域の介護従事者の資質向上に努めた。

『18 役員会・会議に関する事項について』

平成 24 年度については、理事会を 5 回、評議員会を 3 回開催した。

『19 事業報告書附属明細書について』

公社の定款第 9 条に定めがあり、事業報告を補足するものとして理事会の決議、また、定時評議員会の承認を受けることになっている。今回は、報告すべきものは全て事業報告の中に入っていることから、「該当なし」となっている。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決した。

ウ 議案第 3 号 平成 24 年度収支決算（案）について

事務局より次のような説明があった。

「平成 24 年度収支決算（案）について説明すると、

『平成 24 年度の収支決算の概要』

平成 24 年度の公社の収支決算額は 753 万 7,111 円のプラスとなった。この主な要因は、訪問介護事業並びにデイサービスぷちぼあん事業における事業収支で 520 万円余のプラスになったことに加え、投資的経費として予算編成システムの導入により固定資産が 230 万円余増加したことによるもの。

また、調布市からの補助や委託にかかわる事業については、受入総額 3 億 6,670 万円余に対して、それぞれ精算を行い、合計 3,652 万円余を返還する。

『貸借対照表について』

資産の部、流動資産は 1 億 3,552 万円余となり、その主な内容は、普通預金で 9,892 万円余、未収金が 3,386 万円余である。未収金の内訳は、国民健康保険団体連合会の介護給付費が 2,401 万円余、サービス利用料が 956 万円余で、対象件数は 1,793 件となっている。

固定資産の主な内容は、基本財産 3 億円、事業運営基金が 1,677 万円余、その他固定資産で 1,524 万円余、この主なものは、建物附属設備として記載しているヘルパーステーションと第二事務所の改修費である。

負債の部、流動負債については、未払金 3,041 万円余のうち職員の給料が 1,557 万円余、社会保険料の事業主負担分として 601 万円余、協力会員の活動費が 268 万円余、取引業者が 613 万円余で、対象件数としては 51 件である。

調布市預かり金は、平成 24 年度の事業精算に伴う返還金である。

負債及び正味財産合計として 4 億 6,754 万 2,915 円。これは資産合計と同額であり、貸借は一致している。

『正味財産増減計算書について』

経常収益計 5 億 5,037 万 3,109 円から、経常費用計 5 億 4,283 万 5,998 円を控除し、当期経常増減額は 753 万 7,111 円となる。一般正味財産期首残高と合わせ一般正味財産期末残高は 9,058 万 491 円となり、基本財産である指定正味財産の 3 億円を加え、正味財産期末残高は 3 億 9,058 万 491 円になる。

正味財産増減計算書内訳表について当期経常増減額のうち公益目的事業会計の 459 万 9,110 円は、訪問介護事業並びにぷちぼあん事業によるもので、その隣の法人会計の 293 万 8,001 円は予算編成システムの導入によるものである。

『財務諸表に対する注記について』

会計方針に関するもの等、財務諸表本文に対する補足説明である。

『財産目録について』

貸借対照表でご説明した内容と同様である。

『収支計算書について』

当期収支差額は 522 万 9,637 円、前期繰越収支差額と合わせ、5,855 万 9,317 円を繰り越すこととなる。」。

引き続き、監事より次のように監査結果の報告を受けた。

「監事は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおりに報告する。

業務監査について、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査した。

会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類、いわゆる貸借対照表及び正味財産増減計算書及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものであると認る。」。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決した。

エ 議案第 4 号 評議員候補者の選任について

事務局より次のように説明があった。

「評議員をお願いしていた 1 名が、平成 25 年 3 月 31 日をもって退任されたので後任者として、社会福祉法人調布市社会福祉協議会常務理事の 1 名を評議員候補者として評議員会に名簿の提出をいたしたく、提案する。

(候補者の経歴について、略歴書を配付した。)

任期は、定款第 13 条第 2 項の規定により、退任された評議員の任期の残任期間となる。」。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決した。

なお、本件について、定時評議員会に評議員候補として提案する旨説明があった。

オ 議案第 5 号 定時評議員会に提出する議案について

事務局より次のように説明があった。

「既に平成 24 年度第 5 回理事会において、定時評議員会を平成 25 年 5 月 9 日とする決議をしているが、その評議員会へ提出する案件について決議をお願いする。

決議案件として『評議員の選任について』、『平成 24 年度事業報告について』及び『平成 24 年度収支決算について』の 3 件を提出する。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決した。これで本日の案件につき全て終了した。